

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（イソフェタミド等9品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集の結果について

令和7年9月18日
消費者庁

消費者庁では、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（イソフェタミド等9品目）の残留基準の改正）について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、適宜要約等の上、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農薬及び動物用医薬品ブロフラニリドの残留基準については、本件にて御意見を募集しましたが、その後の検討過程において、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において改めて審議を行う必要が生じました。

そのため、農薬及び動物用医薬品ブロフラニリドの残留基準については今回の改正から除くこととし、後日改めて御意見の募集を行うこととします。

- 1 意見募集期間：令和7年6月16日（月）～令和7年7月15日（火）
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
- 3 意見総数：3件
（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見1件）
- 4 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方：別添のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電 話：03（3507）9352

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>